法第九十条第一項の規定による申請（同項第一号に該当することによる申請に限る。）	第七十七条第二項第三号
法第九十条の三第一項の規定による申請（同項第一号に該当することによる申請に限る。）	第七十七条の四第二項第四号
平成十六年改正法附則第十九条第一項の規定による申請（同項第一号に該当することによる申請に限る。）又は同条第二項の規定による申請（同項第一号に該当することによる申請に限る。）	第七十七条の五第二項第三号

2　第七十七条第二項、第七十七条の四第二項、第七十七条の五第二項及び前項の規定にかかわらず、免除等申請者は、申請書に申請者等の所得の状況を明らかにすることができる書類を添えて提出しなければならない場合において、当該申請者等が、申請書に所得がない旨の記載のある者又は扶養親族等若しくは地方税法第三百十七条の二第一項ただし書の規定により同項の規定による申告書を提出する義務がない者であると厚生労働大臣が確認できる者であるときは、当該書類又は前項の申立書を添えることを要しないものとする。

第九十九条第二十号の次に次の一号を加える。

二十の二　第八十五条の三第一項及び第二項の規定による確認

附　則

この省令は、平成二十六年十月一日から施行する。ただし、第七十七条の六第十九号の次に一号を加える改正規定は、平成二十六年九月一日から施行する。

規　則

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―二（俸給表の適用範囲）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十六年八月二十九日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則九―二―六三

人事院規則九―二（俸給表の適用範囲）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―二（俸給表の適用範囲）の一部を次のように改正する。

第十五条第三号中「警視総監」の下に「、金融国際審議官」を加える。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―一二三（本府省業務調整手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十六年八月二十九日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則九―一二三―一九

人事院規則九―一二三（本府省業務調整手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―一二三（本府省業務調整手当）の一部を次のように改正する。

第二条第十一号中「及び同庁に置かれる職」を削る。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

人事院は、国家公務員法に基づき、人事院規則一一―八（職員の定年）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十六年八月二十九日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則一一―八―三四

人事院規則一一―八（職員の定年）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一一―八（職員の定年）の一部を次のように改正する。

別表職員の欄中「警視総監」を「警視総監　金融国際審議官」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。